

国民健康保険税率等の改定について

【本市の考え方】

国民健康保険事業は、保険税と国・県支出金等の収入を財源とし、保険給付を主とする特定の支出に充てる独立した財政運営を原則としています。
また、他の医療保険の適用を受けない方を対象としており、国民皆保険制度の最後のセーフティネットとしての役割を果たしていることから、その健全運営は社会的に必要であり、速やかな赤字解消が市の責務と考えています。
しかし、今般の税率改定にあたっては、単年度で不足する財源を全て保険税に求めた場合には、大幅な引上げ改定になるため、平成28・29年度の2ヶ年度で財源不足額を解消することとし、加えて被保険者の生活への影響を考慮し、臨時的に一般会計からの財政支援により保険税の負担増を抑制することとします。
一般会計からの繰出額については、平成29年度までの財源不足額：686,568千円の1/2相当の343,284千円（H28：171,642千円、H29：171,642千円）とします。

《財源不足額について》

①財源不足額を全て保険税に求めた場合

(単位：千円)

区分	財源不足額
医療分	1,035,735
後期分	△ 303,315
介護分	△ 45,852
合計	686,568

②臨時的財政支援を行い、残りを保険税に求めた場合

(単位：千円)

区分	財源不足額 a	臨時的財政支援額 b	保険税に求める財源不足額 (= a - b)
医療分	1,035,735	343,284	692,451
後期分	△ 303,315	0	△ 303,315
介護分	△ 45,852	0	△ 45,852
合計	686,568	343,284	343,284

※「臨時的財政支援額 b」には医療分に充当

《国民健康保険税率等》

区分		現行	①		《改定案》 ②	
			財源不足額を全て保険税に求めた場合	差引 (①－現行)	臨時的財政支援を行い、 残りを保険税に求めた場合	差引 (②－現行)
医療分	所得割率	8.94%	10.11%	1.17%	9.71%	0.77%
	均等割額	19,080円	20,520円	1,440円	20,040円	960円
	平等割額	24,720円	26,520円	1,800円	24,720円	円
	賦課限度額	510,000円	540,000円	30,000円	540,000円	30,000円
	1人あたりの保険税額	54,046円	(14.75%) 62,018円	7,972円	(10.45%) 59,695円	5,649円
後期分	所得割率	3.15%	2.56%	△ 0.59%	2.46%	△ 0.69%
	均等割額	6,840円	6,120円	△ 720円	6,360円	△ 480円
	平等割額	8,280円	7,560円	△ 720円	7,680円	△ 600円
	賦課限度額	140,000円	190,000円	50,000円	190,000円	50,000円
	1人あたりの保険税額	18,483円	△ (7.83%) 17,036円	△ 1,447円	△ (8.52%) 16,909円	△ 1,574円
介護分	所得割率	3.33%	3.06%	△ 0.27%	2.74%	△ 0.59%
	均等割額	14,040円	12,660円	△ 1,380円	13,800円	△ 240円
	平等割額	-	-	-	-	-
	賦課限度額	120,000円	160,000円	40,000円	160,000円	40,000円
	1人あたりの保険税額	24,902円	△ (8.41%) 22,807円	△ 2,095円	△ (9.98%) 22,418円	△ 2,484円
合計	賦課限度額	770,000円	890,000円	120,000円	890,000円	120,000円
	1人あたりの保険税額	80,510円	(7.92%) 86,887円	6,377円	(4.67%) 84,271円	3,761円
	1世帯あたりの保険税額	129,742円	(5.05%) 136,289円	6,547円	(1.88%) 132,185円	2,443円

※（ ）は、保険税引上率

《イメージ図》

(保険税合計) 1人あたりの保険税額

(医療分) 1人あたりの保険税額

(後期分) 1人あたりの保険税額

(介護分) 1人あたりの保険税額

